

特養利用料金(ユニット型個室)

R7.5.1

対象者			要介護度	居住費	食費	介護サービス 1割負担	日常生活 継続支援加算	看護体制加算		夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	栄養マネジメント 強化加算	介護職員処 遇改善加算	合計金額 (円)		
預貯金額(夫婦の場合)		Ⅰ						Ⅱ	1日合計					1か月合計(30日)		
世帯全員市町村民税非課税	第一段階 生活保護受給者	要件なし	① ～ ⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	第一段階 老齢福祉年金受給者	1,000万円 (2,000万円)	①	880	300	0	0	0	0	0	0	0	0	1,180	35,400	
			②													
			③													
			④													
			⑤													
	第二段階 本人の公的年金収入額 (※)とその他の合計所得 金額が80万円以下	650万円 (1,650万円)	①	880	390	670	46	6	13	27	12	11	110	2,165	64,950	
			②										740	120	2,245	67,350
			③										815	130	2,330	69,900
			④										886	140	2,411	72,330
			⑤										955	150	2,490	74,700
	第三段階① 本人の公的年金収入額 (※)とその他の合計所得 金額が80万円超～120万 円以下	550万円 (1,550万円)	①	1,370	650	670	46	6	13	27	12	11	110	2,915	87,450	
			②										740	120	2,995	89,850
			③										815	130	3,080	92,400
			④										886	140	3,161	94,830
			⑤										955	150	3,240	97,200
	第三段階② 本人の公的年金収入額 (※)とその他の合計所得 金額が120万円超	500万円 (1,500万円)	①	1,370	1,360	670	46	6	13	27	12	11	110	3,625	108,750	
			②										740	120	3,705	111,150
			③										815	130	3,790	113,700
			④										886	140	3,871	116,130
			⑤										955	150	3,950	118,500
	第四段階 上記以外の方 (266万以上)		①	2,130	1,800	670	46	6	13	27	12	11	110	4,825	144,750	
			②										740	120	4,905	147,150
			③										815	130	4,990	149,700
			④										886	140	5,071	152,130
			⑤										955	150	5,150	154,500
	第四段階(2割負担) 本人の合計所得金額が160万以上かつ 年金収入+その他の合計所得金額が 単身世帯:280万以上 2人以上の世帯:346万以上		①	2,130	1,800	1,340	92	12	26	54	24	22	220	5,720	171,600	
			②										1,480	239	5,879	176,370
			③										1,630	260	6,050	181,500
			④										1,772	280	6,212	186,360
			⑤										1,910	300	6,370	191,100

【その他加算】

- ・安全対策体制加算
- ・口腔衛生管理加算(Ⅱ)

20円/入所時1回加算
110円/月

- ・個別機能訓練加算(Ⅱ)
- ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)

20円/月
50円/月

※非課税年金も含みます。(非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。)
居住費・食費については、第一～三段階の方は基準負担額が決っています。第四段階の方は施設の設定額になります。
介護職員処遇改善加算については、少数点第1を四捨五入している為、月単位で計算すると若干差異がでます。